## 奈良県告示第三十二号

あった。 る同法第五十条の二の規定により、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す 介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出が

令和五年五月二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

日 令和五年四月	業居宅介護支援事	香芝市磯壁四丁目一八 四の三 石橋マンショ	ケアプランやすらぎ
日 令和五年四月	護予防訪問介護及び介	香芝市磯壁四丁目一八 四の三 石橋マンショ	株式会社やすらぎ
廃止年月日	の種類の種類との種類と	又は住所 指定介護機関の所在地	は氏名